

令和3年度 第2回習志野市男女共同参画審議会 議事録

1. 開催日時 令和3年10月26日(火)午後2時～3時30分

2. 開催場所 市庁舎分室サンロード津田沼6階 大会議室

3. 出席者

【会長】 東邦大学 教授 朝倉 暁生

【委員】 習志野法曹会 大谷 寛子

千葉県人権擁護委員協議会習志野支部会 浅田 和子

習志野市小中学校長会 藤本 真由美

習志野市民生委員児童委員協議会 赤城 裕

習志野市健康づくり推進協議会 中筋 清美

習志野商工会議所 芦澤 直太郎

習志野市建設協力会 杉山 雅崇

習志野市連合町会連絡協議会 富谷 輝夫

ハミングフォーラム習志野 土肥 洋子

柴田多敏経営労務管理事務所 柴田 多敏

【事務局】 協働経済部 部長 片岡 利江

協働経済部 次長 江川 幸成

男女共同参画センター 所長 中村 裕美

主幹 篠塚 美由紀

主任主事 川野 晃史

職員 榊原 麻美

4. 議題

1) 審議

(1) 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和2年度評価報告書(案)について

2) 報告

(1) (仮称) 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

(2) 令和3年度習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査の中間報告

3) その他

5. 会議資料

事前配布資料1 令和3年度男女共同参画基本計画事業評価部会 報告

事前配布資料2 習志野市第3次男女共同参画基本計画 令和2年度評価報告書(案)

事前配布資料3 (仮称) 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

事前配布資料4 令和3年度習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査
(中間報告)

事前配布資料5 習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査

当日配布資料1 令和3年度習志野市男女共同参画週間事業講演会報告書

6. 議事内容

1) 会議録署名委員の指名

朝倉会長から会議録署名委員として、富谷委員、柴田委員を指名。

2) 審議

(1) 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和2年度評価報告書(案)について

○朝倉会長 事業評価部会で検討した内容及び意見について、赤城部会長より報告を求める。

○赤城部会長 概要について説明する。事業評価部会は2回実施した。その結果については事前資料1をご覧ください。第1回は7月15日に開催。会議の内容は、第1回審議会で決定した「DV被害者が安心して相談できる体制の整備」について、対話の進め方を共有させていただいた。事業担当課の貢献度は概ね良好な分野ではあるが、新型コロナウイルス感染症の影響によりDV・虐待の相談内容の変化や緊急対応が常態化しているのであれば、何らかの対応をすべきだと考えた。また、この重点施策はDV防止法に基づく分野であることから、DV・虐待の相談体制に限定せず、啓発や被害者保護、自立支援の一連の取り組みについて意見交換することに決定した。第2回は8月23日に実施した。事業評価部会委員6名、男女共同参画センター、高齢者支援課、障がい福祉課、子育て支援課、学校教育課の職員が参加し、1時間ほど対話した後、対話の内容をもとに委員の意見交換を行い、まとめた。

まず、施策の方向①「DV防止のための広報・啓発」について意見交換を行った。事前配布資料1の1～2ページに記載している。DVやモラハラ等の啓発には紙媒体などの広報紙にこだわらず、動画・スマホ・SNSを活用した広報活動の検討をしてはどうか、相談に来た市民にどこで窓口を知ったのか聴取し、効果的な広報手段を検討する、「DVとはなにか」「無意識にDV被害者・加害者になっていないか」を認知してもらう必要があるなどの意見があった。

次に施策の方向②「DV被害者が安心して相談できる体制の整備」について意見交換を行った。虐待防止には地域の見守りが大切であり、地域住民への広報が必要であることや、事業担当課の間取票の共有、相談したいと思ったときに気軽に、かつ後ろめたさがない相談体制を整えることが必要だという意見が出た。また、第3次男女共同参画基本計画のDV被害経験に関する指標については、相談件数が一時的に増加するかもしれないが掘り起こしも必要ではないかという意見が出た。

以上のことから、広報・啓発として「DVとは何か」について気づきを与える啓発を行い、その背景・原因を把握すること、相談体制として①緊急性のある相談は市役所が対応し、必要に応じ警察と連携するなど、緊急度の高い相談とそうでない相談の役割分担を整理していく必要がある②虐待の初期段階でのケアや気軽に相談できる窓口が市役所以外にあるなど、市と民間の両輪の活動があることが大切である。男女共同参画センターが実施する女性の生き方相談は、気軽に相談できる場所としてさらにPRしてほしい③第3次男女共同参画基本計画に関することとして、DVや暴力被害の相談に関する参考指標を掲載しているが、現状から改善に向かって直線に進むことが本来望ましいものの、今まで見えてなかったことが見えてくるという点では一時的に相談件数が増加していても悪いことではなく、それを踏まえ改善につなげていくことが大切であり、最終的な低減を目指すことを共有しておくことが必要であるという意見でまとまった。報告は以上となる。

○朝倉会長 評価部会の意見を踏まえ作成した報告書(案)について、事務局からの説明を求める。

○男女共同参画センター中村所長 令和2年度の各事業担当課の取り組みについて、5月に開催された第1回審議会において委員の皆様からいただいたご意見、合わせて、赤城部会長からご報告のあった、事業評価部会の対話と評価に関するご意見を踏まえ、事前配布資料2として事務局でまとめた。

1ページ、中段をご覧ください。1. 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和2年度の事業評価について(1)全事業に関する評価、ここでは、全116事業の取り組みについて、記載している。1点目として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全体的に事業担当課による評価シート、いわゆる自己評価が低くなっているが、方法や手段を工夫した取り組みについての評価、2点目として、効率的・効果的な計画推進について、事業担当課が一緒に取り組めることがないか検討すること、その調整を男女共同参画センターが担うことを記載した。3点目として、コロナ禍におけるステイホームが定着したことで、家族が在宅する時間が増えた。新たな男女共同参画の課題について、今後も審議会として継続して事務局との情報共有をしていくことについて記載した。

2ページは事業担当課による評価シートについて、基本目標別に整理したものである。表1は縦軸に基本目標、横軸に事業担当課の自己評価を記載している。表2は表1のうち貢献できた割合についてまとめたものである。こちらの数値をもとに次のページから基本目標別に記載している。

基本目標Ⅰ「人権が尊重される社会づくり」。全体について52事業、延べ67件、貢献できた割合は74.6%、事業の取り組みについて、1つ目として、先ほどの全体評価と重複するが、感染拡大防止のため講座の中止があった中で、オンラインでの取り組みがあったこと、今回の第3次男女共同参画基本計画から取り組みの始まった、多様な性の意識啓発について、概ね良好な取り組みがなされたが、さらに事業担当課同士の連携を求め、DV相談に関し、各種相談員の相談技術の向上について、相談員はさまざまな機関に配置されているので、一元化した取り組みを求めたいことを記載した。その下には貢献できなかった事業、事業を実施できなかった事業を掲載している。

基本目標Ⅱ「誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり」。全体について12事業、延べ19件、貢献できた割合は52.7%、事業の取り組みについて、今後に向けて、事業担当課5課で取り組む各種表彰・認定・登録・認証制度の周知について、横の連携を図ることへの意見を記載した。この5課は男女共同参画センター、産業振興課、高齢者支援課、障がい福祉課、こども政策課。続いて5ページに基本目標Ⅰと同様、貢献できなかった事業、事業を実施できなかった事業を掲載している。

基本目標Ⅲ「多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり」。全体について28事業、延べ34件、貢献できた割合は61.8%、重点施策であるワーク・ライフ・バランスの促進ですが、本年度行っている事業所調査の結果を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことについての意見として記載した。

基本目標Ⅳ「心が通い合い、健康で安心して暮らせる環境づくり」。全体について16事業、延べ18件、貢献できた割合は77.8%、コロナ禍であって、市民の心身の健康維持は最優先課題であり、感染防止策を図りながら事業継続に努めていただきたいと記載した。

基本目標Ⅴ「将来像の実現に向けた推進体制づくり」。全体について8事業、延べ8件、貢献で

きた割合は12.5%、事業の取り組みについて、この8事業の担当課は男女共同参画センターとなっている。5つの基本目標の中で一番事業担当課の自己評価が低くなっている。なぜ低くなったのか検証し、令和3年度以降の取り組みについて検討いただきたいと記載した。

その下から、(3)管理指標に関する評価を掲載している。管理指標は30あるが、未達成6件、実績なし10件となっている。基本目標Vでの評価と同様に、未達成、実績なしの理由が新型コロナウイルス感染症の影響であるならば、感染症の収束とともに取り組みも回復となることが期待されるが、ほかの理由で未達成ということであれば見直しを検討する必要がある旨を記載した。

9ページ中段までは管理指標について、達成状況、目標数値未達成、実績なしを一覧表で掲載している。

9ページから11ページは事業評価部会について掲載した。先ほどご報告があったので、事務局からは、対話を行った後の事業評価の部分について簡単に説明する。

11ページをご覧ください。DVや虐待などは初期段階での相談対応が求められること、そのためには、被害者、加害者、地域住民などへの広報・啓発活動の充実と、緊急度が低く話を聞いてほしいといった相談と緊急度の高い相談とを区別し、緊急度の低い相談窓口としての「女性の生き方相談」の周知を図ることを記載した。また、第3次男女共同参画基本計画の中で、DV被害経験について成果指標として平成30年度の市民意識調査の数値よりも減少することを目指している。現在、コロナ禍で、こういった取り組みをすることで、潜在化している悩みを抱えている人が掘り起こされ、一時的に相談件数が増加することも想定されるが、最終的には相談件数が減少していくことを目指していくことを共通理解しておくことが必要だとまとめさせていただいた。

説明は以上である。ご審議をお願いしたい。

○朝倉会長 まず、赤城部会長による事業評価部会の報告に関する意見を求める。

○大谷委員 事前配布資料1にて、第1回事業評価部会で対話のポイントについて話し合い、第2回事業評価部会で実際に対話を行ったことはわかったが、第1回事業評価部会で話し合った①～③のポイントと、第2回事業評価部会での対話の結果が対応していないと思われる。②管理指標、参考指標の設定について、記載がないことはないが、整理ができていないのではないかと。実際、第2回事業評価部会のまとめ、施策の方向②：DV被害者が安心して相談できる体制の整備については、第1回事業評価部会の①の後段の話ではないのか。まとめ方が違うのかもかもしれないが、読んでいて混乱したので、必要があれば修正してほしい。内容は問題ないが、第1回事業評価部会の経緯が書いてあるだけに、なぜこのような流れなのかわからない。

○朝倉会長 資料のまとめ方で、第1回事業評価部会の①②と第2回事業評価部会の1)施策の方向①、2)施策の方向②があって、同じ①②なので対応しているのかと思えば、そうではない。この点の整理について事務局からの説明を求める。

○男女共同参画センター篠塚主幹 ご意見のあったとおり、この部分で特段合わせているわけではない。第1回事業評価部会では3点の部分を中心に担当課と意見交換を行うこととなり、ひとまず番号を①～③で付けたが、それが第2回事業評価部会と対応させた記載とはなっていない。

○朝倉会長 大谷委員の発言とおり、このように①②とあると対応していると思われることが一般的なので、なるべく整理して記載いただくようお願いしたい。

続いて、令和2年度評価報告書に関する意見を求める。なお、皆さんからいただいた意見をもとに修正を行い、最終版を作成の上、市長へ答申を行う。本日の意見は反映可能なので、意見を願う。

○大谷委員 事前配布資料2の11ページ、相談体制について記載があるが、これを読んで非常に危険だと感じた。マンパワーの問題があつて、件数が増えているかわからないが、人がやる以上、人手が必要なのはわかるが、緊急度が低い人と高い人を分けて効率化していくという意味だと解釈した。その緊急度の高いか低いかを判断するのが誰なのか疑問に思う。相談員の経験がある人に聞けばわかると思うが、内容がDVである場合、本人は緊急度が高いとっていないことが結構多い。正常性バイアスというか、自分がされていることはたいしたことではないと思ひ込むことで自分を守っていることは非常によく見られる傾向で、「本当にたいしたことない」と言いながら相談に来る人が大半だと思う。そういう特性があることを多少踏まえて、安易に自己判断もしくは形式的な判断で、この人は緊急性が低いと判断してしまうことは危険だと思う。窓口の種類を増やして、ハードルを下げることは非常にいいことだと思うが、ことDV相談については緊急度が低いことは、およそないと思われるので、この考え方はやめた方がいい。窓口を広げようという考え方はいいと思うが、それによって対応が遅くなったときに被害が大きくなるので、人的問題があることは非常によくわかるが、ここにきて後退することはどうなのかなと思う。

○朝倉会長 確かに緊急性が低いという表現について誤解を招く可能性がある。相談を幅広く受け入れられるような受け皿の広さということで、緊急度の高低に関して安易に記載するのは危険だと思う。

○男女共同参画センター中村所長 緊急度の表記については修正する。

○朝倉会長 修正に関して、何かあれば大谷委員からアドバイスをいただければと思う。

その他意見はあるか。特に今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、事業が通年と違う様相を呈してしまったため、そのことが記載されているが、今後、元に戻るのか、WITHコロナでやるのかという点は、大きな分かれ道となると思われる。このところの感染状況をみると、だいぶ落ち着いているが、オンラインで良かった点はうまく残していくなど、そういうことも含めて、総括的なコメントがあれば手交式の際に宮本市長に私から申し上げたいと思う。

○柴田委員 事前配布資料2の10ページに「男女共同参画センターでは、相談件数が減少する一方」とあるが、11ページには「一方、新型コロナウイルス感染症による影響の有無を問わず、相談内容は深刻化、相談件数は増加傾向にある」とある。増えているのか減っているのか教えてほしい。

○男女共同参画センター中村所長 習志野市ではDVの担当課を、男女共同参画センター、子育て支援課、高齢者支援課、障がい福祉課と、被害者の立場にあった窓口を案内している。その中で、男女共同参画センターでの相談件数は減少しているが、4課の数値を合わせると、増加しているということである。この表記については加筆させていただく。

○芦澤副会長 3ページを始めとして、「事業評価D 事業を実施できなかった事業」と記載があるが、事業が重複するので、「事業評価D 実施できなかった事業」が望ましいと考える。

○男女共同参画センター中村所長 修正させていただく。

○朝倉会長 他に修正点がありましたら、今回の手交式に間に合う形で修正することはできないと

思うが、今後の審議に活かしたいと思うので、ぜひご一読いただき、審議会等で提出いただければと思う。

本日いただいた意見について、事務局にて修正いただき、最終的に私が確認し、市長の手交式に臨むということによいか。

○全委員 異議なし。

○朝倉会長 手交式について男女共同参画センター所長より説明を求める。

○男女共同参画センター中村所長 報告書(案)について、たくさんのご意見ありがとうございます。答申書につきましては、来月11月4日、木曜日、午前11時から市長への手交を予定している。現在、朝倉会長、赤城部会長にご出席いただく予定となっているが、委員の皆様の中で、ご出席を希望される方は事務局までお申し出いただきたい。

○朝倉会長 内容を確認する。「事業を実施できなかった事業」は「実施できなかった事業」に変更する。相談件数の増減について、体裁を整えてわかりやすくする。「緊急度が低い」という記載について、内容を再度精査いただく。緊急度の高低について、安易に記載するべきではないだろう。この点について修正を行い、手交式に臨むということによろしいか。

○全委員 異議なし。

3) 報告

(1) (仮称) 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

○男女共同参画センター中村所長 事前配布資料3をご覧いただきたい。男女共同参画センターでは今日まで男女共同参画基本計画に基づき、性の多様性に関する理解促進の1つの取り組みとして、パートナーシップ制度の研究を進めてきた。こちらについては、第3次男女共同参画基本計画にも位置づけられている。パートナーシップ制度とは一般的に、性的少数者の権利を守る制度として認知されている。自治体が発行する証明書により、婚姻と同様な行政・民間サービス、社会的配慮を受けやすくするしくみのことをいう。この制度は2015年(平成27年)に渋谷区と世田谷区で始まり、センターで把握している数字によると、令和3年4月1日現在、全国102の自治体で導入されている。その制度の対象とする範囲は、同性のみ、性的少数者まで、事実婚を含むなど、自治体によって異なる。そこで、本市のめざすパートナーシップ制度は、当初は先進市の研究、その後、平成31年1月に千葉市が事実婚も含めたパートナーシップ制度を導入したのでその研究、さらには、令和3年1月に明石市が導入したパートナーの子も含めた制度の事例研究を行ってきた。その中で、性的少数者カップル以外にも、核家族化、単身世帯の高齢者やひとり親で子育てをしている人など、地域の中での家族のあり方も多様化してきている状況を踏まえ、本市では多様性の観点を踏まえ、共同生活を送ろうとする2者をパートナーとし、さらに同居するお子様を含めた家族の暮らしやすさの保障につながる制度として考えている。制度に係る手続きについては、資料の図をご覧いただきたい。制度は、共同生活を送ろうとする2者が市に対し宣言し、その宣言を市が受けて、証明書、証明カードを発行する。この証明書、証明カードの提示により、行政手続きにおける代理申請や市営住宅入居などの行政サービスの利便性を図る。さらに、この制度の周知・啓発を行い、市民生活においても、住宅の賃貸契約や病院での手術の同意、病状の説明を受けられるように働きかけていきたいと考えている。一部の事業所では、生命保険の受取、携帯電話の家族割サービスなどの取

り組みが始まっている。このように、市が対外的に2者の関係性を証明することにより、広く社会の中で多様な家族のあり方に対する理解が深まるよう、取り組んでいきたいと考えている。今後のスケジュールについては、昨日のMM会議、これは市役所の内部会議ですが、担当部署を超えて広く意見を聞く会議である。そして本日の男女共同参画審議会でもいただいたご意見を踏まえ、11月からは、要綱案の修正、制度導入により行政サービスとして何ができるのかの調査、年明け1～2月にパブリックコメントを行うための市役所の内部の手続きを経て、2月15日から3月15日にパブリックコメントを行う。パブリックコメントは、市が基本的な政策や計画、制度などを決める過程において、その案を広く市民の皆様に公表し、意見を求める手続きをいう。寄せられたご意見を反映させることにより、より良い制度を目指すものである。3月には男女共同参画審議会へ経過を報告し、4月の市役所の内部の会議を経て、5月に制度を告示する。民間サービスのこともあるので、半年間の制度の周知期間を設け、民間事業者の受け入れていただけるサービスについての周知・協力を努め、11月の施行としたいと考えている。

次のページからは、他市のパートナーシップ制度を参考に、男女共同参画センターで作成した要綱案である。要綱に盛り込む内容として、趣旨、ことばの定義、要件、宣言の方法、といったものを想定している。今後、市役所の法務担当と調整を図っていく。

説明は以上となる。ご意見をいただきながらより良い制度を構築してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたい。

○大谷委員 要綱について、ファミリーシップとは何のために存在するのかわからない。医療同意の話などは当事者同士の話だと思うが、要綱の(定義)第2条の(2)ファミリーシップについて、もう少し書き方の工夫が必要だと思う。パートナー関係にある成人2名がいて、有り体に言えば、それぞれの連れ子が養子なり実子なりいる場合、実際、婚姻関係を結ばないにしても、その片方が親子関係にあれば当然同居する義務を負う訳である。例えば、AとBという人がパートナーとなり、Aの実子としてCがいたときに、AがCを養育するのは当然。意味を持つとしたら、養子縁組をしていないBがCに対し何かするという事だと思うが、この条文だと明確ではない。おそらく行政の代理申請、BがCの保育園や学校絡みの代理申請をするところで影響があると思う。要綱に書く必要はないと思うが、どこまでやるのかはちゃんとしたほうが良いと思う。なぜかという、お互いが大人同士であればある程度自己責任もあるからいいが、子どもが絡むと、結局、親権というのは包括的代理権なので、どこまで持たせるのか、何かあったときに誰がどう責任をとるのかということは、パートナーシップを持つからには、きっちりと「こういうことである」と制度作りをしてからでないと、後で大変なことになると思う。パートナーシップのみという市町村もある中で、わざわざファミリーシップも載せるのであれば、なぜ必要なのか、やるとしてどこまで手を出すのか、ちゃんと意味を持たせないといけないのではないかと思う。

○男女共同参画センター中村所長 今回、ファミリーシップを加えたのは、親権をもたないパートナーとその子の親子関係を証明するものを作りたいと考えたため。例えば、子どもが保育所で熱を出したときに、お迎えに行きたいけれど、「あなたは誰」となるなど、引き取りたいけど引き取れないという困りごとに応えようとするものである。要綱については、恥ずかしながら私がお市の要綱をもとに作成したものであり、改めて直しを進めるとともに、大谷委員にはご意

見、ご指摘をお願いできればと思う。

- 大谷委員 保育園のことだということは薄々見ていてわかる。ダイバーシティの観点でそうなのだろうと。ただ、仕事柄見ている、思いつく事例として、これが普段なにも起きていない状態での保育所のお迎え程度ならいいが、この制度が浸透してきたときにありえそうな話として、パートナーシップ・ファミリーシップを結び、その家庭で児童虐待の通報があって児童相談所が保護したときに、家庭に戻るか戻さないかという話になってくる。どう考えてもその虐待をBがやっていたときに、Bにどこまで負わせるのか結構困るだろうなど、正直大丈夫かという感じがする。線引き、決して親権や権利を渡すものではない、というところはちゃんとやらないといけないと思う。
- 朝倉会長 未成年の男女でも使えてしまう制度である。なので、結婚する前の男女が少し同棲したいからパートナーシップを結んでしまうこともできてしまうのが大丈夫なのか。いい方向、保育園のお迎えや死別離別をした方などを想定して作っているのだが、一方で意図しない使われ方をされてしまうということもあるので、その整理を相当しっかりしていった方がいいと思うし、他市で持っているような想定外の制度の使われ方やトラブル事例について、先行市にヒアリングや情報収集を行うように男女共同参画センターにお願いしている。
- 富谷委員 基本的なことを教えてほしい。この制度をやって、市役所や民間のアパートの契約などの代理手続きは誰がやるのか。いろいろな行政機関はたくさんある中で、どこに持っていくのか。事業担当課にカードを提示すると事業担当課で代わりに手続きをやってくれるという理解でいいのか。
- 男女共同参画センター中村所長 市役所の中の手続きとして、例えば代理で何か申請したいときに、証明書、証明カードを提示することで、申請者と利用者との関係性を確認する。そこから市役所が代わりに事務手続きを行うということはない。ご自分でやっていただくことになる。今後、不動産業者や病院などで、習志野市のパートナーシップ制度にご理解いただける事業者で、カードを提示することで家族という扱いとして対応していただくことを考えている。
- 富谷委員 カードを提示することで、病院を始めとする事業所が、本人ができないことを代わりに事業所がやってくれるという理解でいいか。市役所の保育所入所などでは、そのカードを提示したときに、入所申請は本人がやるということ、マンション業者に入居申請するときも、手続きも本人がやるということでもいいか。逆に言うと、行政なり事業所が何をサポートするのか。カードの登録者だとわかるから、いろいろ優しく便宜を図ってくれるということか。
- 男女共同参画センター中村所長 そのとおり。今まで、関係性を示すことができず、家を借りることができない、病院で病状の説明を受けることができなかったことについて、ご理解いただいた不動産業者や病院で、カードを提示することで家族として扱ってもらうという制度である。
- 富谷委員 登録のカードの名称はなにか。
- 男女共同参画センター中村所長 カード及び制度の名称について、具体的に決まっていないので、仮称とさせていただいている。
- 富谷委員 要綱の中にカードの正式名称を載せるのが本来だと思う。要綱の中に登録のあった人で認めただけの場合には、何とかカードを交付するという風にしてあげるとわかりやすいと思う。
- 朝倉会長 例えば賛同された不動産業者や病院のリストを作成して行政が発行するなどはないのか。カードを発行して、どこで使えるのかのリストは作らないのか。

- 男女共同参画センター中村所長 作成を予定している。民間事業者には、男女共同参画センターでPRを行い、ご理解いただける事業者を増やしていきたいと思っているので、ホームページなどで利用可能な病院などは発信していきたいと思っている。また、あくまで検討段階ではあるが、不動産業者や病院の入り口に習志野市のパートナーシップ制度を理解していることがわかるステッカーがあれば、尋ねなくてもスムーズに手続きができると考えているので、そうした周知やPRについて検討していく。
- 朝倉会長 そうしたものがないと流行らないと思うので検討いただきたい。パブリックコメントの実施前なので、3月の審議会でも内容についてコメントができると思う。引き続き内容確認の上、3月の審議会でご質問、ご意見いただければと思う。

(2) 令和3年度習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査の中間報告

- 男女共同参画センター中村所長 事前配布資料4をご覧いただきたい。令和3年度習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査について中間報告をさせていただく。この事業の目的は、事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取り組み状況及び成果指標の達成状況を把握し、今後の施策に反映するための資料とするものである。平成27年度にベースライン調査を実施し、今回は平成30年度に続き2回目目のモニタリング調査となる。

2. 調査対象から6. 調査期間について、令和元年の経済センサスに掲載されている市内事業所で、個人経営や単独事業所、及び本所、本社・本店で常用雇用者が1名以上の1,000事業所を無作為抽出した。その事業所に対し、令和3年7月21日から8月6日までを調査期間とし、郵送で行った。送付した調査票は事前配布資料5をご覧いただきたい。

調査項目としては、5月の審議会でご意見をいただき、平成27年度及び30年度は同じ項目で調査したが、新型コロナウイルス感染症の影響ということで、コロナ禍の働き方や仕事量の変化について、7ページに問19と20として設問を追加した。

回収状況としては、令和3年度は、発送が1,000件、回収数が379件、宛先不明等が48件で回収率39.8%。このうち、事業所に経営者や経営幹部がいない、及び家族経営である事業所は除いた。これは、事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みは、経営者又は経営幹部の考え方によるところが大きいためであり、家族経営の場合は除いている。このことから有効回答数は232件、有効回答率24.4%となり平成30年度の調査の21.4%よりも3%上昇した。

今後の予定としては、事務局で分析を行い来年1月頃に調査結果をまとめ、報告書を作成する。2月10日になるが、それをもとにワークショップを開催し、成果目標に沿った具体的な手段を検討したいと考えている。ワーク・ライフ・バランスの推進は、行政だけで進められるものではなく、市民や事業所の皆様、商工会議所の皆様などと一緒にワークショップを進めていきたいと考えている。審議会の委員の皆様には、是非ご参加いただきたいと考えている。近くなりましたらご案内をさせていただきますので、ご協力いただくようお願いする。

- 芦澤副会長 内容について、これまで拝見する中で、事業所あるいは商工会議所の立場とすると、まだまだ職場環境の改善の余地があるなど、結果を見るたびに身につまされる思いをしている。2月にワークショップを開催することだが、これまでこういう取り組みをされてなかったと思うので、有意義な取り組みだと感じている。2月10日の日程は決定でよいのか。

- 男女共同参画センター篠塚主幹 2月10日午後に開催を予定している。
- 赤城委員 回収率が低いと思うのだが、1,000事業所を選ぶ前の対象総事業所は何件くらいあるのか。
- 協働経済部片岡部長 約4,000事業所である。
- 芦澤副会長 4,000事業所のうち、商工会議所の会員となっているのが1,800事業所である。極めて小規模であったり、家族経営などを含めての4,000事業所なので、対象が1,000事業所になり、回答があっても除外されることも致し方ない。回収率が20%台というのは、もう少し関心を持ってほしいという気はする。
- 朝倉会長 直接関係ないが、事業所にワーク・ライフ・バランスを推進するのであれば、庁内で職員対象のワーク・ライフ・バランスのリアル調査を行うことも必要だと思うが、そのようなことはしないのか。ワーク・ライフ・バランスをどう感じているのか、働きやすいかなど。
- 男女共同参画センター中村所長 市役所も1事業所という位置づけの中で、人事課が中心となって取り組む内容かと思うが、一方でワーク・ライフ・バランスの推進を所管するのが男女共同参画センターであるので、検討していきたいと思う。
- 朝倉会長 コロナ禍でテレワークが推奨されたが、国がやっていないという実態があった。ぜひ、旗振り役からワーク・ライフ・バランスを進めてもらえればと思う。引き続き、集計等を行い、最終報告をお願いしたい。

4) その他

- 男女共同参画センター中村所長 1点目、本年の7月4日に男女共同参画週間事業として、男女共同参画週間事業運営委員会と習志野市の共催で講演会を実施した。6月23日から30日までは国が定める男女共同参画週間であり、講師の都合等で7月4日に実施した。報告書を作成し、本日机上配布したので、ご覧いただきたい。この会場で実施したが、感染症対策を図るということで、本来80人ほど入るが参加人数を制限し、代わりにYouTubeとZoomによるオンライン配信を行い、3つの方法で実施した。この事業については審議会委員である土肥委員に運営委員会の委員長を務めていただいたので、一言お願いしたい。
- 土肥委員 7月4日に講師とし、湯浅誠さんをお迎えして講演会を開いた。こども食堂の取り組みからコロナと居場所として、本来のテーマ「より良い未来の分岐点」コロナの中でいろいろなことがあって先行きが不安だという人に、こんな解決の方法や考え方があることを提示したいと思い開催した。湯浅先生からは、こども食堂について説明があり、その中でこども食堂が単純に子どものために食を提供する場ではなく、地域の中のいろいろな人たちと横のつながりを求めている場となっているというお話があり、大変興味深いものがあった。もう少し演題と趣旨のすり合わせができれば、もっといい講演会だったと思うが、先生がご多忙で、すり合わせの時間が足りなかったので、意図と話の内容に齟齬があったが、話の内容としては非常に良く、含蓄が深かったと思う。先生が社会学者として、今の社会の中でなぜ労働力の問題が出てきているのかという解説はすごくわかりやすく面白かった。本来、これを2回くらい実施すれば内容をもっと理解できると思いつつ、もし来年の週間事業では、講演会と分科会みたいな話し合いの場があると深みのあるものになると思った。
- 男女共同参画センター中村所長 2点目、次回の審議会について。次回は3月の開催を予定して

いる。日程については、ご都合を伺い調整したいと思う。また、報告事項でも説明したが、2月10日の午後にワーク・ライフ・バランスに関するワークショップの開催を予定している。近くなりましたらご案内させていただきます。

○朝倉会長 本日の日程は以上となるが、最後に芦澤副会長から一言お願いしたい。

○芦澤副会長 今日はようやく緊急事態宣言が解除され、若干気持ち的に前向きになれているかと思う。引き続き、油断大敵ですので、それぞれの健康に気を付けながら、次回お集りいただきたいと思う。緊急事態宣言中に開催された事業評価部会、特に赤城部会長を始めとし委員の皆様ありがとうございました。1年の中で、我々審議会としての一番の役割である答申書が出来上がるということで心強く思う。振り返ればこの1年間、男女に限らず性別やダイバーシティに関する世の中の関心が高まったと思う。本日の主なテーマであったDVについては、コロナにより残念ながら問題が増加したということだったが、逆に世の中がよい方向に変わる可能性を感じたのが、夏の東京オリンピック・パラリンピック2020大会で、国籍や人種を越えたアスリートの活躍は毎回のことだが、今回は特に性別を超えて活躍するアスリートに注目が集まり、一方で開会前には大会代表幹部の言動で、このままでオリンピックはいいのかという関心も国内で高まった。こうした大きな出来事が1年間でありましたし、週末に控える衆議院選挙でも、同性の結婚やパートナーシップを認めることや、夫婦別姓を認めるなどの議論も高まっており、それを論点としている候補者あるいは政党もある。大谷委員のように専門的な知識や活動をされている人はもとより、一般の生活者としての身近なテーマである。最小の生活・社会の単位である家庭の中での問題がこれからどうあるべきか改めて考え直しながら、世の中が変わっていくことの肌感覚を審議会での意見を通して行政に反映いただくことにつながる場でもある。次回審議会までに、世の中は変わっていくと思う。ぜひ、皆様にも引き続き、男女共同参画に関する関心、問題意識を高めて、持ちながら次回もお集りいただければと思う。

○朝倉会長 これをもって閉会とする。